

下 総 第 7 0 9 号
令和7年(2025年)5月26日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年2月10日付け監査報告第4号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

なお、市民部生活安全課、菊川総合支所地域政策課、菊川総合支所市民生活課及び菊川総合支所建設農林課につきましては、令和6年(2024年)6月28日付け下総第971号にて通知済みであることを申し添えます。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 市民部まちづくり政策課 〕

市民部まちづくり政策課について

〔指摘事項〕

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務において、令和4年4月に行うべき令和4年度分の使用料の調定を行っていない事例が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指摘を受け、収入事務チェックリストを作成し、行政財産の目的外使用に係る許可及び使用料の調定に漏れがないか課内で確認できる体制としました。

- (2) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び自動販売機電気料に係る実費弁償金の収入事務において、納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していない事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

指摘を受け、収入事務チェックリストを作成し、納期限を経過し未納である案件がないか課内で確認できる体制としました。また、納期限を経過し未納である案件がある場合は、下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送することを所属職員に周知しました。

- (3) 時間外勤務命令について、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならないが、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

指摘を受け、所属職員に対し、関係法令等の遵守及び職員の健康管理の観点から休憩時間の適正取得の徹底について指導を行いました。また、時間外勤務命令については、決裁者が適正な勤務時間であることを確実に確認するよう徹底しています。

以上